

環 評 審 第 9 号
平成 1 6 年 7 月 8 日

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 津 嘉 山 正 光

米軍泡瀬ゴルフ場移設事業（仮称）環境影響評価書
の審査について（答申）

平成 1 6 年 6 月 2 5 日付け沖縄県諮問文第 3 号で諮問のあったみだしのこと
について、別添のとおり答申します。

米軍泡瀬ゴルフ場移設事業（仮称）に係る環境影響評価書に対する答申

【総体的事項】

- 1 予測の前提としている保全措置と、予測結果に基づいて行う保全措置とを明確に区分させた上で、予測・評価について再度とりまとめさせること。
- 2 追加調査で行った「地下水位の変動解析」については、用いたシミュレーションモデルの妥当性、及び予測の不確実性も含めて、同変動解析における調査結果の詳細な検証経緯について明らかにさせた上で、変動解析結果に基づいて予測・評価を行った項目については、不確実性を考慮させること。同様に、環境保全措置や事後調査の実施についても不確実性を考慮させること。
- 3 供用時において散布する農薬については、可能な限り魚毒性の低い農薬とさせること。また、減農薬化を目的とした害虫や病気に強い芝種の使用についても検討させること。
- 4 追加調査を実施した使用予定機械の周波数および振動レベルの調査結果について明らかにさせること。

【地形・地質】

- 5 地形・地質に与える影響については、当該事業実施区域が沖縄島の北部と南部の特徴を併せ持つ特異な地域であることを考慮させ、また、改変区域毎のより詳細な改変面積、切り土部分の深さ等を明らかにさせた上で、予測・評価を再度行わせること。また、その際は、当該地域における海成段丘の起源についても考慮させること。

【動植物】

- 6 現存植生における常緑広葉樹林については、地形・地質同様に当該事業実施区域が沖縄島の北部と南部の特徴を併せ持つ特異な地域であることを考慮させた上で、より詳細な群落として再度とりまとめさせること。
- 7 コウトウシランを本調査において帰化種として扱った理由を詳細に記させること。
- 8 貴重な植物種の移植については、移植適地だけではなく、具体的な移植方法についても、詳細に検討させること。

【生態系】

- 9 生態系の基盤環境の改変程度については、地下水位との関係だけではなく、地下水系との関係についても、より詳細に記述させること。
- 10 生態系への工事中における騒音・振動に伴う影響について、段階的施工や分割施工

などの保全措置を実施する根拠となる予測・評価結果を明らかにさせること。

【廃棄物】

- 1 1 パイプラインの撤去に際して発生する新たな工事について、その工事工程を明らかにするとともに、同工事の実施により起きると考えられる影響についても予測評価を行い、その結果に応じた保全措置の実施を検討させること。
- 1 2 アスファルト・コンクリート塊や既存パイプラインの撤去に伴い生じる廃棄物について、リサイクル量を示すとともに搬出量を示し、受け入れ先の残余容量や処理能力も示した上で、適正に処理できるかどうかを示させること。

【事後調査】

- 1 3 事後調査の実施主体を明示させること。
- 1 4 動植物及び生態系に係る事後調査について
 - (1) 動植物の生息・生育状況に係る事後調査において考慮するとした農薬による影響について、考慮した結果、事後調査内容にどのように反映したのかを明らかにすること。
 - (2) 動物及び生態系の事後調査については、調査項目種に対する騒音・振動による影響について、それらの種ごとに事後調査を行うことを検討させること。
 - (3) ワラジムシ等の土壌環境の指標種について事後調査を行うことを検討させること。
- 1 5 地下水の調査項目について、農薬項目だけではなくヒ素についても実施することを検討させること。

【保全措置】

- 1 6 メダカの生息箇所が管理用道路などのゴルフ場施設と近接しており、工事実施時だけでなく、供用時においても生息環境に与える影響が懸念されることから、メダカの生息環境保全のための措置について、具体的に検討させること。
- 1 7 施設等の供用時における環境保全措置及び農薬散布等のゴルフ場施設の管理・運営について、事業者が関与することを検討させること。